

安城市職員の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第24号

安城市職員の旅費に関する条例施行規則

安城市旅費支給規則（昭和29年安城市規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、安城市職員の旅費に関する条例（令和8年安城市条例第号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（条例第2条第8号に規定する規則で定める者等）

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- （2）鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- （3）海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- （4）航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- （5）道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- （6）旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 外国における前各号に掲げる者に相当する者

(9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第8号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。
（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費等）

第4条 条例第3条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員が、その家族の旅行について条例第15条、第17条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第25条第3項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った

額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額
又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、
当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費等)

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第6条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務地、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職名又は補職名とする。

2 旅行命令簿及び旅行依頼簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属部課、職名又は補職名、氏名、旅費の請求者及び支給額を記載し、又は記録する。

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(条例第11条第2項に規定する規則で定める額)

第8条 条例第11条第2項に規定する規則で定める額は、路程1キロメートル（1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）につき3

0円とする。

(宿泊に係る特別な事情)

第9条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った宿泊に要する費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 宿泊を伴う会議、研修等において、主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外の宿泊施設に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(宿泊手当の額等)

第10条 条例第14条に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
- (2) 条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合
- (3) 移動中に宿泊する場合であって、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるとき。

2 条例第14条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に該当する場合 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次号において「省令」という。）別表第3に掲げる額の3分の2の額
- (2) 前項第2号又は第3号に該当する場合 省令別表第3に掲げる額の3分の1の額

(転居費の算定方法等)

第11条 条例第15条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が市以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第12条 愛知県内（市長が別に定める区域を除く。）における在勤する公署の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（渡航雑費の細則）

第13条 条例第18条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 条例第18条に規定する費用に類し、又は付随する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして市長が定める費用

(退職者等の旅費の細則)

第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第15条 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(3) 条例第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等)

第16条 条例第24条第1項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次号から第5号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書
- (2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書
- (3) 条例第3条第2項(第1号及び第4号を除く。)に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書
- (4) 条例第3条第5項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書
- (5) 条例第3条第6項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書
- (6) 条例第3条第7項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

2 条例第24条第1項に規定する必要な資料の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第4項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3 条例第24条第7項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第2の左欄に掲げる請求書の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第3の左欄に掲げる種目の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第2中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載され、又は記録され、かつ、支出命令者等が認めた請求書に相当するもの(請求する者の名称又は氏名及び所在地又は住所が記載されたものに限る。)をもって、第1項第6号に掲げる請求書に代えることができる。

5 旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(旅費の精算に係る期間)

第17条 条例第24条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して5日間とする。

2 条例第24条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して15日間とする。

(給与の種類)

第18条 条例第24条第4項及び第27条第2項に規定する給与の種類は、安城市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第1号)に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当並びに安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年安城市条例第46号)に規定する給料、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当又はこれらに相当する給与とする。

(在勤する公署以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第19条 在勤する公署(常時在勤する公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所とする。次項において同じ。)又は旅行地(以下この項において「在勤公署等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額とを比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤する公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤する公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤する公署に至る旅費の額とを比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第20条 移動中における年度の経過、職務の級の変更のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の超過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

| 区分 | | 添付する資料 |
|-------|---|--|
| 1 鉄道賃 | 条例第8条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。） | (1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料 |
| | 条例第8条第1項第2号から第5号までに掲げる費用 | その支払を証明するに足る資料 |
| 2 船賃 | 条例第9条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。） | (1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料 |
| | 条例第9条第1項第2号から第4号までに掲げる費用 | その支払を証明するに足る資料 |
| 3 航空賃 | 条例第10条第1項第1号に掲げる運賃 | (1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料 |
| | 条例第10条第1項第2号及び第3号に掲げる費用 | その支払を証明するに足る資料 |
| 4 | その他の交通費 | その支払を証明するに足る資料 |
| 5 | 宿泊費 | (1) その支払を証明するに足る資料 (2) 第9条各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第12条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。） |
| 6 | 包括宿泊費 | (1) その支払を証明するに足る資料 (2) その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料 |

| | |
|--------------------------|---|
| 7 転居費 | <ul style="list-style-type: none"> (1) その支払を証明するに足る資料 (2) 転居を証明する資料 (3) 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） (4) 条例第17条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。） |
| 8 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> (1) その支払を証明するに足る資料 (2) 第9条各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 |
| 9 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。） | <ul style="list-style-type: none"> (1) その支払を証明するに足る資料 (2) 移転を証明する資料 (3) 同居する家族であることを証明する資料 (4) 第9条各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 |
| 10 渡航雑費 | その支払を証明するに足る資料 |
| 11 条例第20条に規定する旅費 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求する種目に相当するものに応じた1の項から10の項までに掲げる資料 (2) 退職等の事由を証明する資料 (3) 退職等の日から3月以内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 (4) 旅行中に退職等となったことを証明する資料 |
| 12 死亡時旅費請求書により請求する旅費 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求する種目に応じた1の項から10の項までに掲げる資料 (2) 職員の死亡及びその死亡地を証明する資料 |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>(3) 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。）</p> <p>(4) 遺族であることを証明する資料</p> |
| 1 3 旅費損失請求書により請求する旅費 | <p>(1) 損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料</p> <p>(2) 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は条例第4条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料</p> <p>(3) 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）</p> |
| 1 4 旅費喪失請求書により請求する旅費 | <p>(1) 天災又は第5条第1項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料</p> <p>(2) 喪失額を証明するに足る資料</p> |
| 1 5 条例第26条に規定する旅費 | <p>(1) 請求する種目に相当するものに応じた1の項から10の項までに掲げる資料</p> <p>(2) 条例第26条の規定に該当することを証明するに足る資料</p> |

別表第2（第16条関係）

| 区分 | 記載事項又は記録事項 |
|----------------------|--|
| 出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求者の所属部課、職名又は補職名及び氏名 (2) 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 (3) 請求年月日 (4) 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。） |
| 赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求者の所属部課、職名又は補職名及び氏名 (2) 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 (3) 請求年月日 (4) 概算額、精算額、追給額及び返納額 |
| 死亡時旅費請求書 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属部課、職名及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） (2) 請求者の所属部課、職名及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） (3) 請求額 (4) 種目及びその金額 (5) 請求年月日 |
| 旅費損失請求書 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求者の所属部課、職名及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） (2) 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） (3) 請求額 (4) 種目及びその金額 (5) 損失事由 (6) 請求年月日 |

| | |
|---------|--|
| 旅費喪失請求書 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求者の所属部課、職名又は補職名及び氏名 (2) 請求額 (3) 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 (4) 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとの出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 (5) 喪失事由 (6) 請求年月日 |
|---------|--|

備考

- 1 旅行日ごとに記載し、又は記録する事項は、請求の内容が同一であり、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 2 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 3 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載し、又は記録することができる。

別表第3（第16条関係）

| 区分 | 記載事項又は記録事項 |
|-----------|--|
| 1 鉄道賃 | 条例第8条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額 |
| 2 船賃 | 条例第9条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号及び第3号に掲げる料金並びに同項第4号に掲げる費用の各金額並びに合計金額 |
| 3 航空賃 | 条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額 |
| 4 その他の交通費 | 金額 |
| 5 宿泊費 | 夜数及び金額 |
| 6 包括宿泊費 | 夜数及び金額 |
| 7 宿泊手当 | 夜数及び金額 |
| 8 転居費 | 金額 |
| 9 着後滞在費 | 宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び金額並びにこれらの合計金額 |
| 10 家族移転費 | 1の項から7の項まで及び9の項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員 |
| 11 渡航雑費 | 金額 |
| 12 死亡手当 | 条例第19条に規定する額 |